

(広整振会員以外の方)

『車両積載車による事故車等の排除業務に係る有償運送許可』のための研修会開催について

平成23年9月1日の道路運送法改正で「車積載車による事故車及び故障車の排除業務に係る取扱い」制度が変更され、自家用自動車の積載車を利用した事故車等の排除業務に係る有償運送は、国交省が指定した日整連などの事業団体が行う研修の受講等、一定の要件を満たすことで国交省より許可される事となりました。

つきましては、今年度の標記研修会を下記の日程で開催いたしますのでお知らせいたします。

【受講対象者】

- ② 新たに有償運送の許可を受けようとされる方
- ② 2026年（令和8年）10月末までに現在の許可期間が満了し、継続して許可を受けようとされる方

記

1. 会場及び日時

【広島会場】 ※広島会場のみでの開催になります。

日 時 令和7年10月9日(木) 10:00～16:00

定 員 40名（広整振会員以外の方）

会 場 広島市西区観音新町四丁目13-13-3

（一社）広島県自動車整備振興会 2階会議室

2. 申込期間

【広島会場】 令和7年8月29日（金）まで

※申込期間終了日前に定員に達した場合、早期に募集を終了します。

※申込期間終了日が過ぎてのお引き受けは一切出来かねます。ご了承下さい。

3. 申込方法

受講申込書をファックスにてお申込み下さい。

FAX 広島会場 082-532-5524

4. 受講料

受講料 ￥8,700円

テキスト代 ￥500円

*令和5年度版(橙色)のテキストをお持ちでない方は、テキスト購入が必要です。(受講料等は当日、受付にてお支払い下さい。)

5. その他

- 車積載車とは、一般的な車積載車等の他に二輪車を搬送するためのバンや軽トラック等も含まれます。
- 同一事業者で、複数の事業場に車積載車をお持ちの場合、1事業者1名の受講で複数の事業場の車積載車の許可申請を行うことが出来ます。
- 有償運送許可の申請は“単独申請”で行っていただきます。

単 独 申 請 単独で運輸支局等に申請を行っていただきます。 (振興会会員外の方、個別で申請される方、広島県外で申請される方等)	
注意事項	○研修会終了後すぐに申請書類一式を提出される方は、お手数ですが事前に、<u>広整振ホームページから申請書一式を印刷及び記載等を行い、支局に提出をして下さい。</u> ① 有償運送許可申請書（様式2 単独申請用）※押印不要 ②有償運送許可証（様式2-2 単独申請用） ③車両使用承諾書（申請者と使用者又は所有者が異なる場合のみ）※押印不要 ④車検証コピー又は<u>アプリより印刷した自動車検査証記録事項</u> ⑤任意保険証等のコピー（対人無制限であること） ⑥研修の受講状況（受講証明書） ※①～③は当会ホームページから印刷可能です。 ※⑥は研修会終了時にお渡しする予定です。 ※申請書類等の印鑑は、個人は認印、法人は社印（角印以外）を押印して下さい。 ○<u>後日申請も可能です。</u>申請書等の記載方法は研修内で説明させていただきます。

令和 年 月 日

一般社団法人 広島県自動車整備振興会 行き

広整振会員以外の方

車両積載車による事故車等の排除業務に係る

有償運送許可のための研修会

受講申込書

◆ 広島会場 送信先：FAX 082-532-5524

会 場	広島会場 のみ	定員 40名	令和7年10月9日(木)	
事業場名				
認証番号	H -			
電話番号	() -	FAX 番号	() -	
受講者名				
<u>現在許可を受けて いる許可期間</u>	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			

※令和5年度版(橙色)のテキストをお持ちでない方は、テキスト購入が
必要です。